

静岡県公立大学法人教員人事委員会規則

平成19年4月1日 規則第12号

改正 平成20年5月16日、平成20年12月18日、平成21年4月1日
平成22年4月1日、平成24年4月1日、平成26年4月1日
平成30年6月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日

(設置)

第1条 静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の教員の人事に関し、その公正を期すとともに、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、法人に教員人事委員会を置く。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、静岡県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する教員をいう。

(職務)

第3条 教員人事委員会は、次に掲げる事項を職務とする。

(1) 教員の採用及び昇任（以下「採用等」という。）に係る候補者の人選に関する次に掲げる事項

ア 静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第16条第5号に規定する職員の人事の方針についての定数その他の法人の経営に関する事項との照合に關すること。

イ 公募に關すること。

ウ 採用等候補者の審査に關すること。

エ 採用等候補者の学長への推薦に關すること。

(2) 静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程が適用される教員の再任及び任期の定めのない教員への転換（以下「再任等」という。）の業績等の審査に關すること。

(3) 教員の降任、異動（意に反する異動に限る。）及び懲戒（以下これらを「不利益処分」という。）の審査に關すること。

(4) 静岡県公立大学法人職員倫理規程第6条第1項に規定する倫理事項の審査に關すること。

(委員候補者の指名)

第4条 定款第17条に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員候補者（第10条を除き、以下「候補者」という。）を年度当初に指名する。

(1) 経営審議会の委員のうち教員（学長を含む。）以外の者 1人

(2) 教員（学長を含む。）以外の職員 1人

2 定款第21条に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）は、次の各号に掲げる教育研究上の組織（以下「学部等」という。）を代表する者として、各学部長、各研究科長、各研究院長、短期大学部部長及び短期大学部副部長を候補者

に指名する。この場合において、副学長を置くときは更に副学長 1 人を候補者に指名する。

- (1) 薬学部及び薬学研究院
- (2) 食品栄養科学部及び食品栄養環境科学研究院
- (3) 国際関係学部及び国際関係学研究科
- (4) 経営情報学部及び経営情報イノベーション研究科
- (5) 看護学部及び看護学研究科
- (6) 短期大学部

3 教育研究審議会は、前項前段の規定による学部等を代表する者の指名に当たっては、全体として順を付して指名するものとする。

4 教育研究審議会は、毎年度 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間の期限をもって第 2 項の規定による学部等を代表する者の指名を行うものとする。

(採用等及び再任等に関する委員の任命)

第 5 条 理事長は、採用等及び再任等に関する委員として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員を任命する。

- (1) 前条第 1 項の規定により指名された候補者 2 人
 - (2) 前条第 2 項前段の規定により指名された候補者のうち、当該事案に係る学部等に属する者 2 人
 - (3) 前条第 2 項前段の規定により指名された候補者のうち、当該事案に係る学部等以外の学部等に属する者 1 人
 - (4) 前条第 2 項後段の規定により指名された候補者 1 人
- 2 前項の規定による任命は、同項第 1 号及び第 4 号に掲げる区分から任命される委員にあっては年度当初に、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる区分から任命される委員にあっては採用等に関する事案が生じるときに学長の申出に基づいて行うものとする。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる区分から任命される委員の任期は 1 年とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる区分から任命される委員の任期は当該事案に関する事項が完了するまでとする。
- 4 第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる区分から任命される委員は再任することができるものとする。
- 5 理事長は、第 1 項第 3 号に掲げる区分から委員を任命する際には、前条第 5 項で付した順により任命を行うものとする。

(不利益処分及び倫理事項の審査に関する委員の任命)

第 6 条 理事長は、不利益処分及び倫理事項（以下「不利益処分等」という。）の審査に関する委員として、次に掲げる区分に応じ、不利益処分等に関する事案が生じるときに、当該各号に定める人数の教員人事委員会委員を任命する。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定により指名された候補者 2 人
- (2) 第 4 条第 2 項前段の規定により同項各号の区分ごとにそれぞれ指名された 2 人の候補者のうち、当該区分に応じ、学長が不利益処分等に関する事案が生じるとき

に1人ずつ指名した候補者 6人

(3) 第4条第2項後段の規定により指名された候補者 1人

2 学長は、前項第2号の規定による指名のうち短期大学部に係るものを行う場合にあつては、短期大学部部長を指名するものとする。

3 学長は、第1項第2号に掲げる区分から候補者を指名するに当たり、当該不利益処分等に係る教員の属する学部等を代表する委員を指名しないものとする。

(委員の選任に関する特例)

第7条 委員の選任に関し、この規則に定める方法によることができない場合には、理事長が委員の選任の方法を規定する。

(委員長)

第8条 教員人事委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、第5条第1項第4号に掲げる区分から委員が任命されているときは、当該委員を委員長とする。

3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 教員人事委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として非公開とする。

2 会議は、学長がこれを招集する。

3 教員人事委員会は、議事に係る委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議長は、委員長をもって充てる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

6 前項の場合において、可否同数のときは委員長が決する。

(資格審査委員会)

第10条 教員人事委員会は、採用等及び再任等に関し、専門的見地から採用等及び再任等に係る候補者の研究業績及び教育能力を審査する機関として、資格審査委員会を設置する。

2 教員人事委員会は、資格審査委員会の委員として、当該事案に係る学部等の教員から複数の者を指名するものとする。

3 教員人事委員会は、前項の規定により指名する者に加え、当該事案に係る学部等以外の学部等の教員及び学外の教育関係有識者を委員とすることができる。

(懲戒等審査委員会)

第11条 教員人事委員会は、不利益処分等の審査に関し、当該不利益処分等に係る教員から意見聴取を行い、事案内容を調査し、不利益処分等の案を作成する機関として、懲戒等審査委員会を設置する。

2 教員人事委員会は、懲戒等審査委員会の委員として、教員人事委員会委員の中から複数の者を指名するものとする。

(秘密保持義務)

第12条 教員人事委員会、資格審査委員会及び懲戒等審査委員会の各委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 教員人事委員会の庶務は、経営人事室が行う。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、教員人事委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 静岡県立大学倫理委員会規程は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。